

日出町の火災等被災者支援のお知らせ

～ 火災、風水害等で被災された方へ ～

これらの制度は、火災や風水害等、比較的小規模の災害等で被災された皆様が一日も早く元の生活に戻ることを支援するためのものです。

総務課が総合窓口として担当しますので、ご不明な点をご相談ください。

詳しい内容や具体的な手続き、必要なものについては、それぞれの問合せ先にご確認ください。

また大災害の場合は、担当課や制度が異なりますので、ご注意ください。

り災証明書の交付

火災の場合 **【問合せ先】 杵築速見消防組合 消防本部**

火災に遭ったとき、被害程度等についての証明を行っています。この証明は、税金の減免や火災保険の保険金請求等に必要となることがあります。

風水害等の場合 **【問合せ先】 総務課**

風水害等により大切な建物や家財が損害を受けたとき、その状況を証明します。この証明は、り災者に対する支援制度や民間の損害保険金請求等に必要となることがあります。

お見舞い等

救援物資 **【問合せ先】 福祉対策課**

災害等により、住居が全焼、全壊、流出、床上浸水等の被害に遭ったとき、日赤大分県支部日出町分区から毛布や日用品、タオル等の災害救援物資の交付を受けることができます。

火災見舞金 **【問合せ先】 総務課**

火災により、居住している方の建物が全焼又は半焼となったとき、火災見舞金を支給します。

社会福祉協議会火災見舞金 **【問合せ先】 日出町社会福祉協議会**

火災及び風水害により、居住している方の建物が半壊及び半焼以上となったとき、災害見舞金を支給します。

税 金 等

町民税等の徴収猶予

【問合せ先】 税務課

納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、火災等で被害を受けたとき、町民税等を納付できないと認められる金額を限度として、申請に基づき1年以内の期間に限り、徴収猶予されることがあります。

固定資産税の減免

【問合せ先】 税務課

火災等により著しく価値を減じた固定資産に関して、納期限までに申請書を提出することで、減免を受けられることがあります。なお、対象家屋・償却資産のうち、納期末到来分について適用されます。

町民税の減免

【問合せ先】 税務課

火災等で被害を受けたとき、当該年度の末日までに申請書を提出することで、減免を受けられることがあります。なお対象は災害が発生した日以後に納期限の到来する税額です。

国民健康保険税の減免

【問合せ先】 税務課

火災等で被害を受けたとき、当該年度の末日までに申請書を提出することで、減免を受けられることがあります。なお対象は災害が発生した日以後に納期限の到来する税額です。

国民健康保険の一部負担金の減免・徴収猶予

【問合せ先】 健康増進課

災害等の特別な理由で病院の支払いが困難になったとき、世帯の実収入月額が一定基準額以下の場合、国民健康保険の一部負担金の減免・徴収猶予が受けられます。ただし、減免は1ヵ月ごと更新され、期間は3ヵ月までです。

後期高齢者医療保険料の減免

【問合せ先】 税務課

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、火災等により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、納期限前7日までに申請書を提出することで、減免を受けられることがあります。

※ただし決定するのは大分県後期高齢者医療広域連合です。

後期高齢者医療保険料の徴収猶予

【問合せ先】 健康増進課

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、火災等により、住宅又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することがあります。**※ただし決定するのは大分県後期高齢者医療広域連合です。**

後期高齢者医療一部負担金の減免・徴収猶予 **【問合せ先】健康増進課**

被保険者又は被保険者の属する世帯が、所有する住宅、家財又はその他の財産について著しい損害（おおむね50パーセントの割合を超える損害）を受けたとき、後期高齢者医療一部負担金の減免を受けられることがあります。

また、災害を受けたことにより、世帯の実収入月額が基準以下となったとき、一部負担金の徴収が猶予されることがあります。

※ただし決定するのは大分県後期高齢者医療広域連合です。

介護保険料の減免 **【問合せ先】税務課**

火災等により著しい損害を受けたとき、普通徴収の方法により保険料を徴収されている方は納期限前7日までに、特別徴収により保険料を徴収されている方は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに申請書を提出することで減免を受けられることがあります。

介護保険料の徴収猶予 **【問合せ先】税務課**

第1号被保険者が、火災等により、その生活が困難となり、介護保険料を支払うことができないと認めるときは、6か月以内の期間を限って徴収を猶予されることがあります。

子育て支援等

保育所保育料の減免 **【問合せ先】福祉対策課**

支給認定保護者等が、災害等により、保育所保育料を支払うことが困難と認められるときは、減免されることがあります。

町立幼稚園利用者負担額の減免・免除 **【問合せ先】教育委員会教育総務課**

支給認定保護者等が、災害等により、特に必要があると認めるときは、町立幼稚園利用者負担額を減免または免除されることがあります。

教科書の再給与（小・中学校） **【問合せ先】教育委員会教育総務課**

災害等により、教科書の滅失・毀損をした場合は、再給与が行われることがあります。

住 宅

町営住宅入居要件の緩和 **【問合せ先】都市建設課**

災害等により住宅を滅失したとき、損害の程度により、入居要件を緩和し、空いている町営住宅があれば概ね3ヶ月間を目安として入居が可能な場合があります。

上下水道料金等

水道料金・手数料・加入金・工事負担金等の減免 【問合せ先】上下水道課
災害等により損害を受け、特別の理由があると認めたときは、水道料金等の軽減、免除、分納又は延納が可能になることがあります。

下水道使用料・占用料の減免 【問合せ先】上下水道課
災害等により損害を受け、支払能力がないと認めたときは、下水道使用料、占用料の減免を受けられることがあります。

農業集落排水（漁業集落排水）使用料・占用料の減免 【問合せ先】上下水道課
災害等により損害を受け、支払能力がないと認めたときは、農業集落排水（漁業集落排水）使用料、占用料の減免を受けられることがあります。

下水道受益者負担金（分担金）・農業集落排水（漁業集落排水）受益者分担金の徴収猶予 【問合せ先】上下水道課
受益者が、災害等により損害を受け、負担金を納付することが困難であるため、やむを得ないと認めたときは、徴収を猶予されることがあります。

ごみ処理

火災ごみの搬入について 【問合せ先】藤ヶ谷清掃センター
一般ごみであるか、事業ごみであるかで対応が異なります。必ず事前にご相談をお願いします。

生活資金

生活福祉融資 【問合せ先】日出町社会福祉協議会
火災及び風水害等により、生活が困窮し自立更生するのに必要な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等は、貸付融資を受けられることがあります。

【総合窓口】 日出町役場 総務課
【電話】 0977-73-3150